

経済産業省

20160523 貿局第1号
輸入注意事項28第8号
経済産業省貿易経済協力局

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」（平成11年6月28日付け輸入注意事項11第28号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成28年5月30日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部改正について

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」（平成11年6月28日付け輸入注意事項11第28号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成28年6月4日から施行する。

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成11年6月28日付け平成11・6・28貿局第1号・輸入注意事項11第28号）

改正後	現行
<p>上記貨物の輸入については、平成6年6月1日付け通商産業省告示第365号（輸入公表の一部を改正する告示）により平成6年6月1日以降通関時確認制に移行しているところですが、<u>平成28年6月4日以降、税関への輸入申告書等の提出の際には、次の1に掲げる書類を提出してください。</u></p> <p>なお、旗国等からの輸出後に經由する国又は地域（保税地域を除く。以下「経由国等」という。）が存する場合は、次の2に掲げる書類を提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>上記貨物の輸入については、平成6年6月1日付け通商産業省告示第365号（輸入公表の一部を改正する告示）により平成6年6月1日以降通関時確認制に移行しているところですが、<u>平成25年5月16日以降、税関への輸入申告書等の提出の際には、次の1に掲げる書類を提出してください。</u></p> <p>なお、旗国等からの輸出後に經由する国又は地域（保税地域を除く。以下「経由国等」という。）が存する場合は、次の2に掲げる書類を提出してください。</p> <p><u>ただし、平成24年6月7日以降であっても、従前の別紙様式1をもって、現行の別紙様式1に代えることを認めることとします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 くろまぐろ漁獲証明書</p> <p><u>ICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による漁獲証明書を紙に印字したもの 1通</u></p> <p><u>ただし、次のa) から c) のいずれかに該当する場合には、上記書類を、当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域（以下「旗国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（以下「政府職員等」という。）が認証した漁獲証明書（別紙様式1）の原本及び写し（各1通）をもって代えることができる。</u></p> <p><u>a) 平成28年6月3日以前に漁獲した大西洋くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）の場合</u></p> <p><u>b) 太平洋くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）の場合</u></p> <p><u>c) ICCATのホームページにおいて、旗国等が電子漁獲証明制度の運用を停止している旨公表されている場合</u></p> <p>2 くろまぐろ再輸出証明書</p> <p>次に掲げる書類とする。</p> <p><u>ICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による再輸出証明書及び漁獲証明書を紙に印字したもの 各1通</u></p>	<p>1 くろまぐろ漁獲証明書</p> <p>当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域（以下「旗国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（以下「政府職員等」という。）が認証した漁獲証明書（別紙様式1）の原本及び写し 各1通</p> <p><u>ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により漁獲証明書が作成されている場合にあっては、上記漁獲証明書の原本及び写しの提出に代えて、電磁的記録を紙に印字したもの 1通</u></p> <p>2 くろまぐろ再輸出証明書</p> <p>次に掲げる書類とする。</p>

ただし、次の a) から d) のいずれかに該当する場合には、上記書類を、下記の①、②又は③の書類をもって代えることができる。

a) 平成28年6月3日以前に漁獲した大西洋くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）の場合

b) 太平洋くろまぐろ（トウヌス・オリエンタリス）の場合

c) ICCATのホームページにおいて、旗国等が電子漁獲証明制度の運用を停止している旨公表されている場合

d) 旗国等からの輸出後に ICCAT加盟国等以外の経由国等が存する場合

① 最終経由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書（別紙様式2）の原本及び写し 各1通

② 旗国等の政府職員等が認証した漁獲証明書の写し又は ICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による漁獲証明書を紙に印字したものである、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通

③ 複数の経由国等が存する場合は、①に加え、漁獲証明書の写し又は ICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による漁獲証明書を紙に印字したものと及び再輸出証明書の写し又は ICCATの電子漁獲証明制度に基づく電磁的記録による再輸出証明書を紙に印字したものである、各経由国等の政府職員等が確認したもの 1通

(注) (略)

[別紙様式] (略)

① 最終経由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書（別紙様式2）の原本及び写し 各1通

ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により再輸出証明書が作成されている場合にあつては、上記再輸出証明書の原本及び写しの提出に代えて、電磁的記録を紙に印字したものと 1通

② 旗国等の政府職員等が認証した漁獲証明書の写しであつて、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通

ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により漁獲証明書及び再輸出証明書が作成されている場合にあつては、上記漁獲証明書及び再輸出証明書の写しの提出に代えて、電磁的記録を紙に印字したものと 1通

③ 複数の経由国等が存する場合は、①に加え、漁獲証明書及び再輸出証明書の写しであつて、各経由国等の政府職員等が確認したものと 1通

ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により漁獲証明書及び再輸出証明書が作成されている場合にあつては、上記漁獲証明書及び再輸出証明書の写しの提出に代えて、電磁的記録を紙に印字したものと 1通

(注) (略)

[別紙様式] (略)